

9. 交通安全・防犯対策の方針

(1) 基本的な考え方

交通事故や犯罪から市民を守るためには、これらを未然に防ぐ施策の充実と、市民一人ひとりの意識向上が不可欠となります。

そのため、市民への啓発活動や地域住民の積極的な活動を中心に、各種関係機関の連携・協力のもと、地域が一体となった、安全・安心なまちづくりを推進します。

(2) 交通安全・防犯対策の方針

(2)-1 交通安全

①交通安全思想の普及徹底

交通ルールの遵守やマナーの向上を図るため、警察の協力のもと、幼児・児童・生徒や高齢者への交通安全教室を開催します。また、自転車利用者に対する交通マナー向上のための教室やキャンペーンを実施します。

②交通安全活動の充実

警察や交通安全協会と連携し、交通安全推進隊、女性ドライバーズクラブなどとともに、交通安全の啓発に努めます。

③道路交通環境の整備

交通事故が懸念される箇所においては、信号機の設置をはじめ、道路反射鏡・標識や注意喚起の路面標示などの交通安全施設の充実を図るとともに、見通しの悪い交差点における線形改良やカラー化、道路照明の設置などを行うことで、危険箇所の改善を図ります。また、関係機関との調整のもと、適切な道路規制が図られるように努めます。

通学路や住宅地・集落などにおいては、児童・生徒や高齢者などの歩行者の安全を守るため、グリーンベルトの設置やゾーン 30 の指定などの自動車の速度抑止対策や時間帯規制による通学路などへの自動車の流入量の抑制、自転車歩行者道の確保、段差の解消などの歩行空間の改善を図ることで、安全かつ人と車が共存・共生できる道路交通環境づくりを推進します。

また、住宅地においては、地区計画などの制度を活用し、道路沿いにブロック塀などの視認性がない工作物の設置を制限するなど、安全なまちづくりを促進します。

自転車と歩行者の事故を防ぐために、自転車の通行帯の設置による通行空間の明確化を図るとともに、自転車利用者への注意喚起に努めます。また、駅前広場などにおける不法な駐車に起因する歩行環境の悪化を防ぐため、鉄道駅における駐輪場の整備を推進します。

さらに、警察や道路管理者、学校、PTAなどによる通学路点検を実施し、危険箇所の解消を図り、通学路の安全の確保に努めます。



ゾーン 30

(2)-2 防犯対策

①地域安全に関する意識の啓発

市民が安全で安心して家庭生活や社会生活をおくることができるように、地域住民や幼児・児童・生徒への防犯教室などを開催し、防犯に対する意識の高揚に努めます。

地域住民による自主パトロールの実施や子どもの安全を見守る運動の推進、独居世帯や高齢者世帯などへの声かけなど、地域が一丸となった防犯への取り組みを推進し、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。



見守り隊による活動

②安全な地域環境の整備

住宅地などにおいて、死角が多く人通りの少ない通学路、防犯灯のない暗い道など、犯罪者に狙われやすい危険な場所の改善を図り、犯罪を未然に防ぐ環境整備に努めます。また、死角の原因となる垣・さくの設置を制限する地区計画制度などを活用した、安全なまちづくりを促進します。

空き家や空き地などは、犯罪や火災の発生場所とならないように、管理者による適正な維持管理とともに、定期的な巡回や確認を指導します。また、ゲームセンターなどの青少年の健全育成に影響を及ぼす施設については、立地の抑制に努めます。

子どもたちの安全確保と、犯罪の起きにくい社会づくりのため、警察、学校、地域の意見・要望を参考に、通学路や危険と思われる場所に防犯カメラを設置することで犯罪の抑止を図るとともに、「子ども110番の家」の設置への参加協力を広く呼びかけます。